

実施設計業務委託仕様書(案)

1. 委託業務の名称 (仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計業務委託
2. 工事場所 石川県羽咋市川原町 地内
3. 工 種 新築 ・増築 ・改築 ・その他 ()
4. 敷地面積 約8,240 m²
5. 構造・規模 鉄骨造 地上3階 地下 階
建築面積 1,000.00 m² 延べ面積 3,000.00 m²
6. 主要用途 交流・広場機能(屋内公園、図書・学習スペース、シェアスペース、広場、駐車場)
7. 主要施設、主要室 屋内公園、図書・学習スペース、シェアスペース、便所、その他付帯施設(事務所倉庫等)、駐車場、多目的広場、その他外構(植栽、敷地内通路、屋外照明、案内板等)
8. 設備概要 ・電気設備・空調設備・給排水衛生設備・昇降機設備等
・その他(設備)
9. 別途発注委託 ・土質調査・開発許可申請
10. 実施設計業務の内容
業務内容は別表2に掲げるものとする。
11. 設計業務の方針
 - (1) (仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計・運営事業基本協定書第2条に定める「提案書類」、「要求水準書」及びこれらに対する質問回答(以下「提案書類等」という。)並びに別表1の計画概要書の内容に基づき、工事实施に必要な詳細な設計図書、工事費内訳明細書及び必要な図書を作成する。業務にあたっては、次の点に留意するとともに、建築基準法並びに関係法令に適合した内容のものとする。ア 構造その他安全性には十分配慮すること。
イ 意匠は、それぞれの建物の使用目的に合致したものであること。
ウ 設備は、国交省「建築設備設計基準」(平成三十年版)に基づき設計すること。
エ 材料及び仕上等の選定にあたっては堅ごうなものとし、将来の保守点検等を考慮すること。特に設備機器については特注品をさけること。
オ 工事費内訳明細書の単価は原則として、発注者から指示する単価によるものとし、工事予算に合わせて設計すること。また、数量内訳明細書も併せて作成すること。(数量の算出については、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築工事積算基準」「公共建築工事積算基準等資料」、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事積算基準の解説」、建築工事建築数量積算研究会制定「建築数量積算基準・同解説」及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備数量積算基準・同解説」による。)
カ
 - (ア) 仕様書の作成については、一般仕様書は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」を用い、工事仕様書は発注者から指示する建築工事仕様書(建築工事、解体工事、改修工事、電気設備、機械設備)、鉄筋コンクリート構造配筋標準図及び鉄骨構造標準図を併せて添付すること。
 - (イ) 耐震補強工事及び大規模改造工事については実施設計業務委託仕様書追加事項(耐震補強・大規模

改造工事実施設計) によるものとし、建築改修工事仕様書追加事項(耐震補強工事)、鉄骨枠付ブレース標準図も併せて添付すること。

- (2) 計画は、目的の要件を備えるとともに合法的なものとし、工事場所、施工期間及び施工時期等も考慮し適当な構造、仕上を選定すると同時に、工事費に対して適正な設計でなければならない。
- (3) 建築及び設備は、計画当初から綿密に連絡を取りあい、設計の万全を期すること。特に各工事間の取り合いについて協議を行い、重複、脱落をなくすこと。
- (4) 次の事項に留意した設計とすること
 - ア コスト縮減を講じた設計とすること。
 - イ 工事場所が海岸線より4km以内の場合には、塩害対策を講じた設計とすること。
 - ウ 既設建物と近接する計画建物の場合には、構造、施工性(特に、基礎及び杭)を考慮した設計とすること。
 - エ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)施行令第4条に該当する「特定建築物」については、同法施行令の整備基準に基づく設計とすること。(「建築物移動等円滑化誘導基準」を原則とするが、これによりがたい場合は「建築物移動等円滑化基準」でも可とする。)
 - オ 石川県バリアフリー社会の推進に関する条例の規定に係る「施設整備の手引き」及び「住宅整備マニュアル」による整備基準に基づく設計とすること。ただし、改修工事等でこれによりがたい場合は発注者の担当職員と協議し、その決定に従うこと。
 - カ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)に適合する設計とし、必要に応じて省エネ適合判定に必要な書類を作成すること。(省エネ適合義務のかからない建築物の場合は、省エネ基準の適合に努める設計とすること。)
 - キ 自然エネルギーの活用、建物外皮の熱遮断、省エネルギー設備及び建設廃材の削減など、環境負荷の低減対策に配慮した設計とすることとし、改修工事の設計においても十分配慮すること。
 - ク 上記「キ」のほか、別表1の計画概要書に指示がある場合にはLEEDによる評価書を作成し、提出すること。
 - ケ 既設建物を改修・解体する場合には、当該建築物における吹付アスベスト及びアスベスト成形品、並びに、フロンガス及びPCBの有無の調査を行い、処理・処分方法については、発注者の担当職員と協議し、設計すること。
 - コ 石川県公共事業景観形成ガイドラインに基づく重点事業に該当する場合は、景観に配慮した設計とすること。
- (5) 貸与資料等は紛失、汚損しないように取り扱うものとし、これを公表、貸与、又は複製してはならない。また、業務が終了したときには速やかに返却するものとする。
- (6) 建築基準法、消防法、建築物省エネ法等関係法令の適用について、諸官庁との協議を行い、議事録を提出すること。

12. 設計図の作成要領

(1) 一般事項

- ア 図面作成の原則は、出来得る限り重複表現を避けるが、不明な箇所のないよう注意すること。
- イ 設計に先立ち、形態、主要材料及び構造等の基本事項を決める場合は、あらかじめ、発注者の担当職員の承認を得ること。
- ウ 図面は、A1又はA3版を基本に発注者の担当職員と協議して決定し、(業務内容によりこれによりがたい場合は発注者の担当職員と協議するものとする。)、図面タイトルは、右下隅とすること。
- エ 各部詳細図は各箇所、寸法及び取付付属金物まで明記のこと。
- オ 図面の作成はCADを原則とし、以下による他、(2)による。
 - (ア) A1又はA3版を基本に発注者の担当職員と協議して決定し、(業務内容によりこれによりがたい場合は発注者の担当職員と協議する)
 - (イ) A3及びA1版における縮尺を明記する
 - (ウ) 特記事項・寸法の最小フォントサイズは10pt程度とする

(2) CADによる設計要領

- ア CAD図面データ利用目的
CAD図面データは本施設の建築、修繕、維持管理の目的のため利用される。
- イ 目的外利用禁止
発注者及び受注者は、CAD図面データを上記アの目的以外に使用することはできない。

ウ データの提供

受注者は本委託業務に関するCAD図面データが、既に市にある場合は提供を求めることができる。

エ データの修正

発注者は上記アの目的のために、CAD図面データに修正を加えることができる。

オ 確認

受注者は、使用するCAD図面データが、市のCADシステムで利用可能かどうか速やかに市に確認する。

カ データの仕様

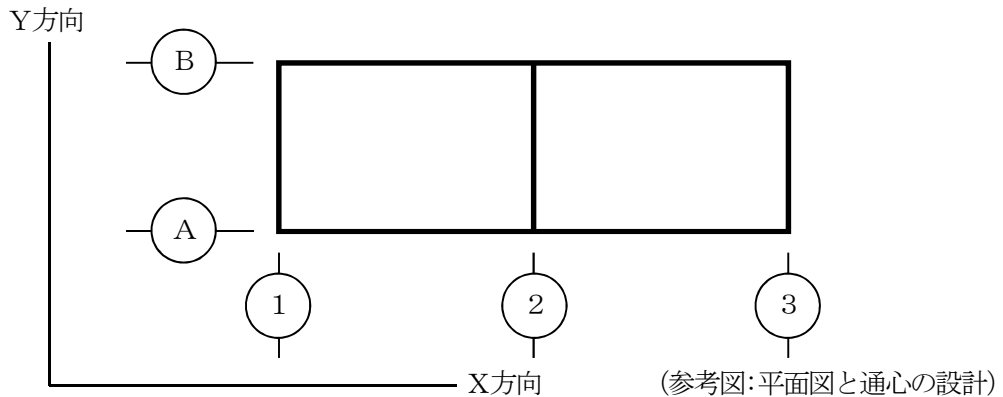
- (ア) メディア CD-R、DVD-Rとする。
- (イ) データの形式 PDF形式、JWW (SXF) 形式及びオリジナル形式を提出する。
- (ウ) ファイル名 別紙の通り
- (エ) 書込寸法の制限 書込寸法(寸法数値のみの書換え)は行わない。

※その他、「建築設計業務等電子納品特記仕様書」で定める基準・要領による。

(3) 建築設計図の作成要領

ア 一般図

- (ア) 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする。)
- (イ) 付近見取図 適宜
- (ウ) 配置図 1/200~1/500
 - ア) 敷地に接する道路巾員、隣地建物の敷地境界との距離及び設計建物と敷地周囲との寸法を記入すること。
 - イ) 建物の配置は、平面図の図面方向にならない方位は、N、S軸に対する角度を記入すること。
- (エ) 面積算定図 適宜 ※算定の根拠を図示すること。
- (オ) 工事仕様書 発注者から指示する特記仕様のほか適宜追加記入すること。
- (カ) 各種標準図 発注者から指示するものを適用すること。
- (キ) 平面図 1/100 (ただし、建物の一边の長さが70m程度以上の時は、発注者の担当職員の指示により1/200とするも可。)
 - ア) 通芯の設定 x方向通りはアルファベット、y方向通りはアラビア数字で表わすこと。



- イ) 壁、開口部等の位置は、すべて通芯からの寸法により表示すること。
- ウ) 構造体の種類が多岐にわたる時は、コンクリート、コンクリートブロック、木造等それぞれ明瞭に区別できる表現とし、構造厚を記入、木造の場合は間柱まで記入すること。
- エ) 各室は、GL (またはFL) からの床高を明示すること。
- (ク) 仕上表
- (ケ) 立面図 スケールは、平面図に準ずること。
外周全面について作成し、仕上を記入すること。
- (コ) 断面図 スケールは、平面図に準ずること。
ア) 原則として2面とするが、複雑多様な断面を有する場合は、発注者の担当職員の指示により追加するものとする。

- イ) 階高（床仕上面による。ただし、最上階はスラブコンクリート上端まで）
- ウ) 天井高、基礎の深さ及び建物最高の高さを記入すること。
- (サ) 矩 計 図 1/30～1/40
窓廻り、出入口枠廻り、天井と壁のおさまり及びカウンター等の細部詳細は、1/10以上のスケールにて明記すること。
- (シ) キープラン 1/200（詳細図 建具表用）
キープランには建具番号を、扉の場合は開き勝手を示し、各室名の下にその室の詳細図の図面番号を記入するものとする。
- (ス) 図面の寸法 各部詳細図1/20～1/30、平面詳細図1/30、断面詳細図1/30、展開図1/50～1/100、天井伏図1/100、天井詳細図1/30。
ア) 部屋ごとに平面詳細図、展開図をなるべく1枚の図面にまとめる。
イ) 階段、WC、台所、玄関及び浴室等は、断面詳細図をつけること。
ウ) 平面詳細図は、各部の仕上及び天井高を書き入れるほか、設備機器類フロアダクト及びフロアボックス等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明示すること。
エ) 展開図は、壁付照明器具、コンセント、タンブラスイッチ、消火栓、分電盤、吹出口、吸入口及びラジエーター等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明示すること。
オ) 天井詳細図は、各材料による天井割付けを行ない、照明器具、スピーカー、換気扇、スポット感知器、天井改め口及び吹出口等の位置を検討して計画し、必要に応じそれらを明記すること。
カ) 主要部詳細は、1/10～1/1とすること。
- (セ) 建具図及び家具図 1/50
ア) 寸法、数量、材種及び塗装を明記すること。
イ) 木製、スチール、アルミ共枠見込、枠見付及びグリル寸法を表示し、付属金物並びにガラスの種類、数量、仕上、寸法を記入すること。
ウ) 各ディテール詳細図、取付金物、釘、ビス等も記入すること。
- (ソ) 指定仮設はすべて図示すること。
- (タ) 改修工事にあつては、改修前後を対比しやすいようにとりまとめること。

イ 構造図

- (ア) 各階梁伏図 平面図に準ずること。
ア) 壁部分は断面として表示し、例：（ハッチを施すなど）その厚さを書き入れること。
イ) 梁は、通芯よりの寄りを明記すること。
- (イ) 基礎伏図 平面図に準ずること。
ア) 壁部分は、断面として表示し、例：（ハッチを施すなど）その厚さを書き入れること。
イ) 独立壁基礎は、必ず記入すること。杭打の場合は、ベースに配置し、本数を書き入れること。
- (ウ) 柱及び梁配筋リスト 1/20～1/40
ベンド筋は、必ず表示すること。
- (エ) 基礎配筋図
栗石及び捨てコンクリート厚さは、必ず書き入れること。
- (オ) スラブ配筋図 1/20～1/40
全スラブとも、長辺及び短辺の断面を表示し標準の一面のみ平面及び断面をつけること。
なお、3辺固定等複雑な配筋も平面及び断面をつけること。
- (カ) 壁及び配筋図 1/20～1/40
壁厚ごとに配筋方法の原則を示し、開口部、壁端及び耐震壁等の補強筋についても、同様とする。ただし、壁式構造は、各ラーメン共壁配筋図を要する。
- (キ) ラーメン配筋図
主要ラーメンについて1箇所以上を原則とする。ただし、架構複雑なるラーメンの場合は、発注者の担当職員の指示により追記すること。
- (ク) 鉄骨詳細図 1/20～1/30

ア) ボルト径、溶接の脚長及び長さ並びにガセットプレートの厚さなどは、特に留意して明記し、ボルト径により表示方法をかえること。

イ) クリップアングルは、取付けボルトの本数及び長さを指定すること。

(ケ) 地質調査図を記入すること。

ウ 構造計算等 (2015年版建築物の構造関係技術基準解説書、建築学会、各種構造計算規準によるが、次の点にも留意すること。)

(ア) 柱フープは原則としてスパイラルフープとすること。

(イ) 大梁引張鉄筋の最小量は、ハンチを除いた断面の0.3%以上とすること。

(ウ) 耐震壁が止むを得ず偏心位置になるときは、ねじれによるせん断力の補正計算を行うこと。

(エ) 積雪荷重は、その地区の過去の積雪量等を参考とした実状に応じた値又は建築基準法による値のいずれか大きい方を採用する。

(オ) 積雪荷重は建築基準法の規定による。建物の用途により低減しない場合は、発注者の担当職員の指示によること。

(カ) 外部に接する壁は、厚さ150mm以上とし複筋とすること。(耐力壁に限る。)

(キ) 工法及び構造材の経済性の検討を行い、その検討結果を構造計算書に添付すること。

[杭(工法・杭種・施工方法・直径と長さの本数・経済性等)、鉄骨(工法・材種・経済性等)、その他(地盤改良等)]

(ク) 耐震安全性の確保

耐震安全性に関する事項

① 耐震に係る構造計算は、建築基準法、同施行令及び建設大臣官房官庁「官庁施設の総合耐震計画基準」「建築構造設計規準」による。

② 構造計算は、建築物の規模、構造種別及び重要度に応じて最も適切と判断される構造計算のフローにより行う。なお、耐震安全性の分類でⅠ類、Ⅱ類に該当する建物は原則ルート3とする。

③ 本業務委託の建物の耐震安全性分類は下表による。(「石川県における耐震診断及び改修」耐震安全性の分類により特記する。)

棟名	Ⅰ類	Ⅱ類	Ⅲ類
交流機能棟		○	

④中大地震時に対する耐震設計について

(i) 重要度係数を考慮した耐震安全性の確保

		棟名	
耐震安全性の分類	重要度係数		
Ⅰ類	1.50		
Ⅱ類	1.25	交流機能棟	
Ⅲ類	1.00		

(ii) Ⅰ類、Ⅱ類に該当する建物は、上表による重要度係数により必要保有耐力等を割増のうえ耐力を確保する。

(iii) 変形制限

適用の有無

棟名	有り	無し

⑤偏心率、剛性率について

(i) 偏心率は、原則0.15以下とする。

(ii) 剛性率は、原則0.6以上とする。

エ 耐震補強実施設計（建築・設備）に係る補足事項については追補版のとおりとする。

(4) 設備設計図の作成要領

ア 電気設備の設計

(ア) 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする)

(イ) 見取図 適宜

(ウ) 屋外配線図 1/200～1/600

責任分界点を明示し、敷地境界から100m程度まで、電力供給会社の配電線を記入すること。
(対象施設を明確に区別できること)

(エ) 送電関係一覧図

(オ) 電灯及び動力幹線図 1/100～1/200

平面図及び系統図で表示し、盤類の指定番号をつけること。

(カ) 盤展開図 適宜(制御盤にはシーケンスを記入すること。)

内部結線を明示し、分岐回路容量及び分岐回路番号を記入すること。

(キ) 電灯設備配線図 1/100～1/200

ア) 電線管、電線の太さ及び収納数を記入し、特殊ボックスは、その種類及び寸法を記入すること。

イ) 最上階スラブ、地階外壁及び北側外壁には、原則として埋込み配管及び分電盤の埋込みをさける。やむを得ない場合は、発注者の担当職員と協議を行うこと。

(ク) 動力配線図 1/100～1/200

小規模のものは、電灯配線図に併記してもよい。

(ケ) 弱電配線図 1/100～1/200

表示方法は、電灯及びコンセント配線図に準ずるが、機器及び端子盤等には、それぞれ種類、指定番号並びに対数を付記すること。(平面図及び系統図)

(コ) 火災報知配線図 1/100～1/200

感知区域の分割線を記入すること。(平面図及び系統図)

(サ) 機器、盤類姿図及び照明器具 適宜

指定番号を付し、内容、種類及び寸法を記入すること。(原則として規格品を採用する。)

(シ) 受変電設備 1/20～1/50(機器図・配置図)

寸法を記入し、母線の結線状態を指示すること。(平面図及び立面図)

(ス) 自家発電設備 1/20～1/40(結線図・配置図)

寸法、形状及び各定格値を記入すること。(平面図及び立面図)

(セ) 接地系統図 適宜

その種別を各個に明記すること。

(ソ) 雷保護設備図 適宜

保護レベル、受雷部システムの種類、設置場所及び支持状態を明記すること。

(タ) その他

ア) 遮断器の遮断容量計算書

イ) 負荷一覧表

ウ) 使用機器一覧表

エ) 照度計算表

オ) 電気設備設計の主旨等を含む、電気設備概要書を提出すること。

イ 機械設備の設計

(ア) 表紙及び図面目次 (必要に応じ、別葉とする)

(イ) 見取図 適宜

(ウ) 屋外配管図 1/200～1/600

ア) 敷地内外の配管を明示し、特に屋外排水管にあつては、排水管、縦断管にてそのGLからの深さを明記すること。

イ) 敷地の高低差のあるときは、等高線を記入すること。

排水柵は、1/10のスケールで詳細を示すこと。

(エ) 配管図 1/100～1/200

機械室及び便所等配管で複雑な箇所は、1/20～1/50の配管詳細を附して補足すること。

(オ) 配管ピットは工事及びメンテナンスが可能な大きさとし、幅及び高さは有効で1,400mm程度を標準とする。

(カ) 機器詳細図 1/20～1/50

架台及び基礎詳細を併記すること。

(キ) 浄化槽、消火栓及び水槽詳細図 1/10～1/20

コンクリート槽への取入れ及び取出し部分の配管詳細を併記すること。

(ク) 系統図 適宜

断面図にて表示し階高を記入すること。

(ケ) 使用機器及び衛生器具一覧表

配置場所、数量、仕様及び付属品の明細まで表示すること。

(コ) その他

ア) 給排水量、給湯量、冷暖房負荷及び風量にかかる機器選定計算書、管径計算書並びにポンプ容量計算書を提出すること。

イ) 機械設備設計の主旨等を含む機械設備概要書を提出すること。

ウ 空調計算

計算は、建築設備設計基準に基づくこと。空調負荷計算が計算機による場合は、データ（プログラム概要書の写し共）を提出すること。

エ 昇降機等

(ア) エレベーター、エスカレーター、リフト関係詳細図及び通し断面図 1/50

(イ) その他

ア) 枠廻り、標示等建築との取合部分は、1/10以上の詳細図で補足すること。

イ) ケージの内装及び扉枠の仕様を明記すること。

ウ) 定格荷重、速度、定員及び運転方式を記入すること。

13. 業務の処理

(1) 受注者は、発注者の担当職員の指示に従い業務に必要な調査を行ない関係法令に基づいて資料を作成すること。

(2) 受注者は、業務の進捗状況及び、業務区分ごとに発注者の担当職員に中間報告をして、その監修を受けること。

(3) 受注者は、業務の詳細及び当該工事の範囲について、発注者の担当職員と連絡をとり、十分打合せの上、業務の目的を達成しなければならない。

(4) 発注者は、敷地測量図、地盤地耐力試験結果報告書及びその他業務に必要な資料を受注者に提供すること。

(5) 受注者は、設備機器の年間維持管理概算費を計算し提出すること。

(6) 受注者は、発注者の担当職員の指示に従い、工事発注区分及び工事発注時期に応じた設計図、内訳書等を作成すること。

(7) 受注者は、下記の業務について協力すること。

ア 工事発注年度が本業務年度と異なる場合の、単価入替（見積り再徴収）、設計図の見直し（現場状況が変化した場合）等

イ 会計検査院検査時（工事完成後適宜）における設計図書の再チェック等

14. 業務内容の疑義

受注者は、業務の内容に疑義が生じたときは、すみやかに、発注者の担当職員の指示を受けなければならない。

15. 許認可手続

受注者は、発注者が行なう計画通知、又は確認申請、許可申請、その他認可等、関係法律等に基づく必要な資料の作成及び手続をしなければならない。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく届出が必要となる場合には、受注者がこの届出書の作成を行わなければならない。受注者が複数の場合の届出書のとりまとめ方については発注者の担当職員の指示による。

16. 業務の完了

受注者は業務が完了したときは、遅滞なく次に掲げる設計図書等を提出しなければならない。

- (1) 実施設計図
 - 原図押印済み (A4袋入り (枕付き)) 1部
 - 原図版コピー (A4袋入り (枕付き)) 1部
 - 製本 (原図A4版) 3部
 - PDFデータ (原図サイズ)
 - JWW (SXF) 及びオリジナルデータ (原図サイズ)
- (2) 工事費及び根拠
 - 設計内訳書 (直接工事費) 単価抜き (RIBCデータ)
 - 数量・単価根拠書 (見積書等含む) 1部
- (3) 関係法令チェック表 1部
- (4) 構造計算書 1部
- (5) 透視図 (着色) 各 ●部

	外観	内部	備考
手描きによる詳細な本格的なもの	景	景	
スケッチ又はCAD等による簡易なもの	2景	6景	

- (6) 設備設計各種計算書 1部
- (7) 設備機器維持管理費計算書 1部
- (8) 耐震の場合
 - 石川県耐震診断等評定委員会の「耐震評定報告書」 部
- (9) コスト縮減算出表 1部
- (10) 電気設備・機械設備概要書 1部
- (11) 打合せ議事録 1部
- (12) 工事予定工程表 1部
- (13) 石綿含有調査報告書 部 (成果品+課保存用)
- (14) 建築物エネルギー消費性能確保計画 1部
- (15) 電子成果物CD-R又はDVD-R
 - (「建築設計業務等電子納品特記仕様書」による)

17. 手続書類の提出

(1) 受注者は、業務を着手するときは着手届とともに次の手続書類を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- ア 着手届 (別記様式4号) 1部
- イ 業務工程表 (別記様式5号) 1部
- ウ 主任設計者届 (別記様式6号) 1部

(2) 業務を完了したときは、業務完了報告書を提出し、完了検査を受けることとする。又合格通知を受けたときは遅滞なく業務引渡書及び請求書を提出する。

- ア 業務完了報告書 (別記様式7号) 1部

イ 業務引渡書	(別記様式8号)	1部
ウ 請求書	(別記様式9号)	1部

18. 履行期限

令和 年 月 日

別表 1

(基本設計)

○ (実施設計)

(工事監理)

委託名：(仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点実施設計業務委託

計 画 概 要 書

	項 目	内 容
1	工 事 目 的 (主 旨)	羽咋駅周辺及び市全体の賑わい創出に向け、羽咋駅周辺に、(仮称) 羽咋駅周辺賑わい交流拠点を整備する。
2	全 体 予 定 工 事 費	約1,300,000千円 (外構工事費含む)
3	予定建築面積及び延べ面積等 (概略平面図又は必要室名と面積) ※改修の場合は、工事概要を記載	以下、詳細は要求水準書による。
4	構 造 ・ 階 数	
5	工 事 敷 地 等 の 注 意 点	
6	仕 上 表 ※改修の場合は、改修前後の仕上げを記載	「外部」 屋 根： 外 壁： 建 具： その他： 「内部」室 名： 床： 幅 木： 壁： 天 井： その他：
7	構 造 概 要	
8	設 備 概 要	電 気 設 備： 給排水衛生設備： 空 調 設 備： 昇 降 機 設 備： そ の 他 設 備：
9	設 計 に 関 す る 注 意 点	
10	追 加 業 務	
11	そ の 他	
12	参 考 資 料	造成工事設計書等

※ 本計画概書は、基本事項を示し、計画建築物の実実施設計内容により付記することができることとする。

実施設計業務内容

(1) 業務内容

	項目	業務内容
(1) 要求等の確認	(i) 建築主の要求等の確認	実施設計に先立ち又は実施設計期間中、建築主の要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。
	(ii) 設計条件の変更等の場合の協議	基本協定締結の段階以降の状況の変化によって、建築主の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、建築主と協議す
(2) 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打ち合わせ	(i) 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、提案書類等の内容に即した詳細な調査を行う。
	(ii) 建築確認申請に係る関係機関との打合せ	実施設計に必要な範囲で、建築確認申請を行うために必要な事項について関係機関と事前に打合せを行う。
(3) 実施設計方針の策定	(i) 総合検討	提案書類等に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	(ii) 実施設計のための基本事項の確定	基本協定締結の段階以降に検討された事項のうち、建築主と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、提案書類等の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	(iii) 実施設計方針の策定及び建築主への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、建築主に説明する。
(4) 実施設計図書の作成	(i) 実施設計図書の作成	実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様、工事材料、設備機器等の種別、品質及び特に指定する必要がある施工に関する情報（工法、工事監理の方法、施工管理の方法等）を具体的に表現する。
	(ii) 建築確認申請図書の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書を作成する。
(5) 工事内訳明細書の作成		実施設計図書の作成が完了した時点において、当該実施設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を算定・積算し、工事内訳明細書、数量調書等を作成する。
(6) 実施設計内容の建築主への説明等		実施設計を行っている間、建築主に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について建築主の意向を確認する。また、実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を建築主に提出し、建築主に対して設計意図（当該設計に係る設計者の考えをいう。以下同じ。）及び実施設計内容の総合的な説明を行う。

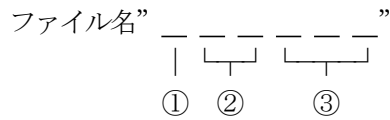
(2) 成果図書（戸建木造住宅以外の建築物に係る成果図書）

設計の種類	成果図書	設計の種類	成果図書
(1) 総合	① 建築物概要書 ② 仕様書 ③ 仕上表 ④ 面積表及び求積図 ⑤ 敷地案内図 ⑥ 配置図 ⑦ 平面図（各階） ⑧ 断面図 ⑨ 立面図（各面） ⑩ 矩計図 ⑪ 展開図 ⑫ 天井伏図（各階） ⑬ 平面詳細図 ⑭ 部分詳細図 ⑮ 建具表 ⑯ 工事内訳明細書 ⑰ 各種計算書 ⑱ その他確認申請に必要な図書 ⑲ 仮設計画図	設 備	(ii) 給排水衛生設備 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 給排水衛生設備配管系統図 ⑤ 給排水衛生設備配管平面図（各階） ⑥ 消火設備系統図 ⑦ 消火設備平面図（各階） ⑧ 排水処理設備図 ⑨ その他設置設備設計図 ⑩ 部分詳細図 ⑪ 屋外設備図 ⑫ 工事内訳明細書 ⑬ 各種計算書 ⑭ その他確認申請に必要な図書
	(2) 構造		① 仕様書 ② 構造基準図 ③ 伏図（各階） ④ 軸組図 ⑤ 部材断面表 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 構造計算書 ⑧ 工事内訳明細書 ⑨ その他確認申請に必要な図書
設 備		(i) 電気設備 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 受変電設備図 ⑤ 非常電源設備図 ⑥ 幹線系統図 ⑦ 電灯、コンセント設備平面図（各階） ⑧ 動力設備平面図（各階） ⑨ 通信・情報設備系統図 ⑩ 通信・情報設備平面図（各階） ⑪ 火災報知等設備系統図 ⑫ 火災報知等設備平面図（各階） ⑬ その他設置設備設計図 ⑭ 屋外設備図 ⑮ 工事内訳明細書 ⑯ 各種計算書 ⑰ その他確認申請に必要な図書	(iv) 昇降機等 ① 仕様書 ② 敷地案内図 ③ 配置図 ④ 昇降機等平面図 ⑤ 昇降機等断面図 ⑥ 部分詳細図 ⑦ 工事内訳明細書 ⑧ 各種計算書 ⑨ その他確認申請に必要な図書

(3) 工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計に関する標準業務

項目	業務内容
(1) 設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等	工事施工段階において、設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等を建築主を通じて工事監理者及び工事施工者に対して行う。また、設計図書等の定めにより、設計意図が正確に反映されていることを確認する必要がある部材、部位等に係る施工図等の確認を行う。
(2) 工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等	設計図書等の定めにより、工事施工段階において行うことに合理性がある工事材料、設備機器等及びそれらの色、柄、形状等の選定に関して、設計意図の観点からの検討を行い、必要な助言等を建築主に対して行う。

CAD図面データファイル名



例:” A05001” 建築 1階平面図

①建築/電気/機械区分

- A: 建築
- E: 電気設備
- M: 機械設備

②図面区分

01～50

建 築		電 気		機 械	
01	表紙・図面リスト	01	表紙・図面リスト	01	表紙・図面リスト
02	工事仕様書	02	工事仕様書	02	工事仕様書
03	配置図・付近見取図・求積表	03	メーカーリスト	03	メーカーリスト
04	仕上表	04	配置図・付近見取図	04	配置図・付近見取図 (給排水)
05	平面図	05	受変電設備 (スケルトン)	05	機器仕様一覧表 (給排水)
06	立面図	06	受変電図 (姿図)	06	給水配管系統図
07	断面図・矩形図	07	電灯分電盤・動力分電盤 結線表	07	平面詳細図 (フローア)
08	平面詳細図	08	幹線設備 系統図	08	機械室平面詳細図 (便所廻り及び厨房)
09	展開図	09	機器仕様一覧表 (照明器具姿図)	09	自動制御計装図 (給排水)
10	伏図	10	電灯・コンセント設備 平面詳細図	10	配置図・付近見取図 (空調)
11	各部詳細図	11	動力設備 平面詳細図	11	機器仕様一覧表 (空調)
12	建具図	12	計装設備 平面詳細図	12	空調ダクト及び空調配管系統図
13	家具図	13	電気室・機械室 平面詳細図	13	空調ダクト及び空調配管平面詳細図
14	外構図	14	非常照明・誘導灯設備	14	空調機械室平面詳細図
15	構造図	15	機器仕様一覧表 (弱電設備機器姿図)	15	自動制御計装図 (空調)
		16	弱電設備系統図	16	配置図・付近見取図 (さく井)
		17	配置図・付近見取図 (弱電設備)	17	機器仕様一覧表 (さく井)
		18	平面詳細図 (放送、テレビ共聴、時計、電話)	18	断面図及び施工要領図 (さく井)
		19	平面詳細図 (火報)	19	平面詳細図 (さく井)
		20	その他の弱電設備機器一覧表 (ナース・インターホ、LAN等、監視カメラ等)	20	配置図・付近見取図 (浄化槽)
		21	その他の弱電設備系統図	21	機器仕様一覧表 (浄化槽)
		22	その他の弱電設備平面詳細図	22	平面詳細図 (浄化槽)
				23	配置図・付近見取図 (昇降機)
				24	機器仕様一覧表 (昇降機)
				25	断面図及び施工要領図 (昇降機)
				26	平面詳細図 (昇降機)
				27	特殊ガス設備等
40	既設図面	40	既設図面	40	既設図面
50	その他	50	その他	50	その他

③子番号

001～999

建築設計業務等電子納品特記仕様書

- 1 本業務は電子納品対象業務であり、調査、測量、設計などの各業務の最終成果を電子データで納品するものである。ここでいう電子データとは、次表に示す各種電子納品要領等で定めるファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

名 称	摘 要
建築工事設計図書作成基準	令和2年改定
建築設備工事設計図書作成基準	平成30年版
建築設計業務等電子納品要領	令和元年改定
官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン【営繕業務編】	令和元年改定

基準・要領類のダウンロード：https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000017.html

- 2 実施内容は以下のとおりとする。
- 1) 次に示す書類を、従来の紙での納品と別にCD-R又はDVD-Rで1部納品する。
 - ① 報告書等
 - ② 図面
 - 2) 紙による成果品の納品は、電子データの提出の有無に関わらず、指定部数を提出する。
 - 3) 各種電子納品要領等で特に記載がない項目については、原則として電子データを提出する必要はないが、要領の解釈に疑義がある場合は発注者の担当職員と協議の上、電子化の是非を決定する。
- 3 業務着手時には、事前協議チェックシートを用いて事前協議を行うものとする。
- 4 成果品の提出の際は、以下の項目を確認するものとする。
- 1) 電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認すること。
入手先：http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_cals_supportsys.htm
 - 2) 最新のウイルスチェックソフトで、提出物がウイルスに感染していないことを確認すること。